

「生きる総合計画づくり」
芽室町総合計画町民検討委員会勉強会

2006. 10. 12

北海道大学公共政策大学院 山崎幹根

はじめに

1、総合計画づくりの重要性

- ①まちの現状と課題を見直す好機
- ②自分たちのまちを取り巻く社会経済的、政治・行政的環境の変化
- ③われわれのまちの将来を展望する

2、自治体総合計画の現状と課題（日本都市センター『自治体と行政計画』による。2002年に全国の市・区、都道府県を対象に行った調査）

- ①総合計画策定の目的・意義
- ②総合計画策定体制（市民参画）
- ③計画と予算の連動
- ④総合計画の課題

3、住民と役場との情報共有として

- ①目標管理型の計画を
 - ・自治体の仕事を、目的－手段の体系で整理をする
 - ・政策、事業の優先順位付けを行う作業でもある
- ②目標設定作業の課題
 - ・必ずしもすべての政策目標を正確に、具体的に設定できるわけではない。
 - ・目標設定に対する合意形成

4、住民と行政の協働として

- ①多様な政策達成の手段
 - ・政策を実行するための手段は常に役場が独占しているわけではない
- ②フルコストの視点
 - ・フルコスト→公会計における決算額（事業費、人件費、間接費）に、企業会計の考え方で把握される調整額（減価償却費、公債費、退職金引当など）に機会費用を加えたもの。
 - ・北海道の政策評価 2006「公共施設評価調書」（例：北海道立帯広美術館）

5、行政経営のツールとして

- ①予算編成・行政評価との連動－マネジメントサイクルの確立
- ②政策を担う望ましい組織の単位と権限委譲
- ③首長を中心としたトップのリーダーシップ

第1編

政策・事業体系

政策・事業体系とは

三重県としてめざすべき社会を実現するために実施する県の仕事を目的と手段の関係で整理したものです。
 施策は、3年間に取り組む目標を明確にするために、県民の皆さんにとっての成果を表す指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、成果の確認と検証を行うことで、着実に計画を推進します。



一人ひとりの思いを支える 社会環境の創造と人づくり

I

	【施策】	目標項目	現状値	目標値 (2006年度)
1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	人権尊重社会に関する意識度	47.1%	59%
	2 男女共同参画社会の実現	男女共同参画意識普及度	60.0%	66%
2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯学習の推進	週に1時間以上生涯学習に費やす県民の割合	50.5%	58%
	2 学校教育の充実	学校生活が充実していると感じている児童生徒の割合	73%	76%
	3 青少年の健全育成	青少年の社会活動・地域活動体験率	40.1%	54%
	4 高等教育機関の充実と連携	県内大学・大学院で学ぶ社会人の数	373人	500人
3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化の身に感じられる環境づくり	文化活動を活発に行っている人の割合	7.5%	21%
	2 スポーツの振興	週1回以上スポーツをする県民の割合	30.8%	41%



安心を支える雇用・就業環境づくりと 元気な産業づくり

II

	【施策】	目標項目	現状値	目標値 (2006年度)
1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	県内失業率	4.4%	3.9%
	2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	職業能力開発機会への参加率	37.0%	45%
2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農林水産物の安定的な供給	食料自給率	43.8%	45%
	2 戦略的なマーケティング・回シユクトの展開	「三重ブランド」として認定された農林水産品目	5品目	10品目
	3 農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	農林水産業の新規就業定着者数	292人	905人
	4 農林水産業を支える技術開発の推進	県試験研究機関が開発した技術による農林水産物の作付面積・生産量等の伸び率	100	200
3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	製造品出荷額の全国順位	11位	10位
	2 既存産業の高度化・高付加価値化の促進	中小企業の製造品出荷額の全国順位	16位	15位
	3 観光・交流産業の振興	観光レクリエーション入込客数	4,285万人	4,600万人
	4 技術の高度化の促進	共同研究による特許等出願件数	41件	48件

第1節 保健・医療

(基本方向)
 すべての市民が心身ともに健康で生涯を暮らせるよう、保健予防、母子保健、成人保健活動を充実し、保健・福祉・医療が連携する総合的な健康づくりを推進します。
 市民が安心して暮らすことができるよう、救急医療体制や地域医療体制の充実をはかりま

総合的評価

市民意向調査（「病気の予防のために、健診や相談、指導が受けられること」）は、比べ重要度に変化は見られないものの、満足度はやや上昇しており、保健に関わる施策の充実が満足度の向上につながっているものと考えられます。

各施策は、「概ね順調」に実施しており、『保健・医療』全体としても「概ね順調」に取り組みをすすめてきています。

今後も、市民が生涯を通して健康で、安心して暮らせる環境づくりのため、乳幼児・妊産婦への支援をはじめ、児童虐待への早期対応のほか、第三期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護予防や生活習慣病予防などへの取り組みが必要です。

また、保健・福祉サービスの拠点施設として平成18年4月に開設した保健福祉センターを核に、市民の健康づくりを支援する事業を推進する必要があります。

(1) 政策の実施状況

○成果を測る基本指標

★ 未達成	★★ 目標達成中	★★★ 目標に向かっている	★★★★ ほぼ達成	★★★★★ 達成		
成果指標		単位	基準値 (基準年)	H16実績値	H17実績値 (H17目標値)	(H21目標値)
保健福祉センターに健診や相談などで訪れた人数		人/年	53,381 (H15)	50,724	43,952 (目標:増加)	(目標:増加)

※上記の人数は、旧総合福祉センターでの利用者数

★ 下降	★★ やや下降	★★★ 変化なし	★★★★ やや上昇	★★★★★ 上昇		
成果指標		単位	基準値 (基準年)	H16実績値	H17実績値 (H17目標値)	(H21目標値)
「病気の予防のために、健診や相談、指導が受けられること」の満足度		%	48.1 (H15調査)	45.4	52.9 (目標:上昇)	(目標:上昇)

<市民意向調査(H18調査)による市民満足度・重要度>

項目	前回(H17調査)との比較					
	満足度			重要度		
	上位	重要度	下位			
病気の予防のために、健診や相談、指導が受けられること	満足度	■	■	やや上昇		変化なし
	下位	■	■			
病気やけがをしたとき、いつでも安心して診断、治療が受けられること(参考)	上位	■	■	やや上昇		変化なし
	満足度	■	■			
	下位	■	■			

○施策の実施状況



施策名	評価	平成17年度の実績
保健予防活動の充実	概ね順調	食生活改善推進員養成数(6人)、健康づくり推進員養成数(8人)、予防接種者数(14,565人)、インフルエンザ予防接種接種者数〔中3・高3〕(1,479人)、インフルエンザ予防接種(高齢者)接種者数(15,076人)、保健福祉センター整備(1箇所)

基本計画 (まちづくり編) 2006～2011

個別目標 1-4-3 健康を維持・増進できる環境をつくる

目標が達成されているか	施策形成の方向		
	目標の達成度を計る指標	現況値	2011年度目標値
市民一人ひとりの健康が維持・増進されている	年代に応じた健康管理や疾病予防対策を推進します		
	自分が健康であると感じている市民の割合	80.0%	85%
	市が実施する健康診査において指導が必要とされた人の割合	55.8%	50%

こんな事業があります: 予防接種事業、健康づくり普及啓発事業、健康診査事業

個別目標 1-4-4 誰もが安心できる医療体制を整える

目標が達成されているか	施策形成の方向		
	目標の達成度を計る指標	現況値	2011年度目標値
いつでも安心して診療を受けることができています	地域医療体制を充実します 二次医療機関としての市立病院の診療体制を確立します		
	市立病院の診療紹介率(紹介伏持参者+救急搬送患者/初診患者)	23.9%	30%以上
	地域医療センターの患者取扱い件数	7,712件	10,000件

こんな事業があります: 休日急患診療所運営支援事業、地域医療センター管理運営事業、市立病院運営事業

基本目標 1-5 ▶▶人のつながりがあるまちをつくる

個別目標 1-5-1 多様な交流を育む環境をつくる

目標が達成されているか	施策形成の方向		
	目標の達成度を計る指標	現況値	2011年度目標値
地域のなかで多文化共生が行われている	国籍を越えて互いを理解する機会や場をつくります		
	国際交流が行われていると感じている市民の割合	20.2%	30%
大和市に多くの人が訪れている	観光情報の発信と観光資源の発掘を行います		
	観光イベントの総来場者数	1,423,057人	1,852,800人

こんな事業があります: 国際化推進事業、平和都市推進事業、観光促進支援事業、大和市民まつり支援事業



I 生活・環境の向上

(1) 環境美化・衛生

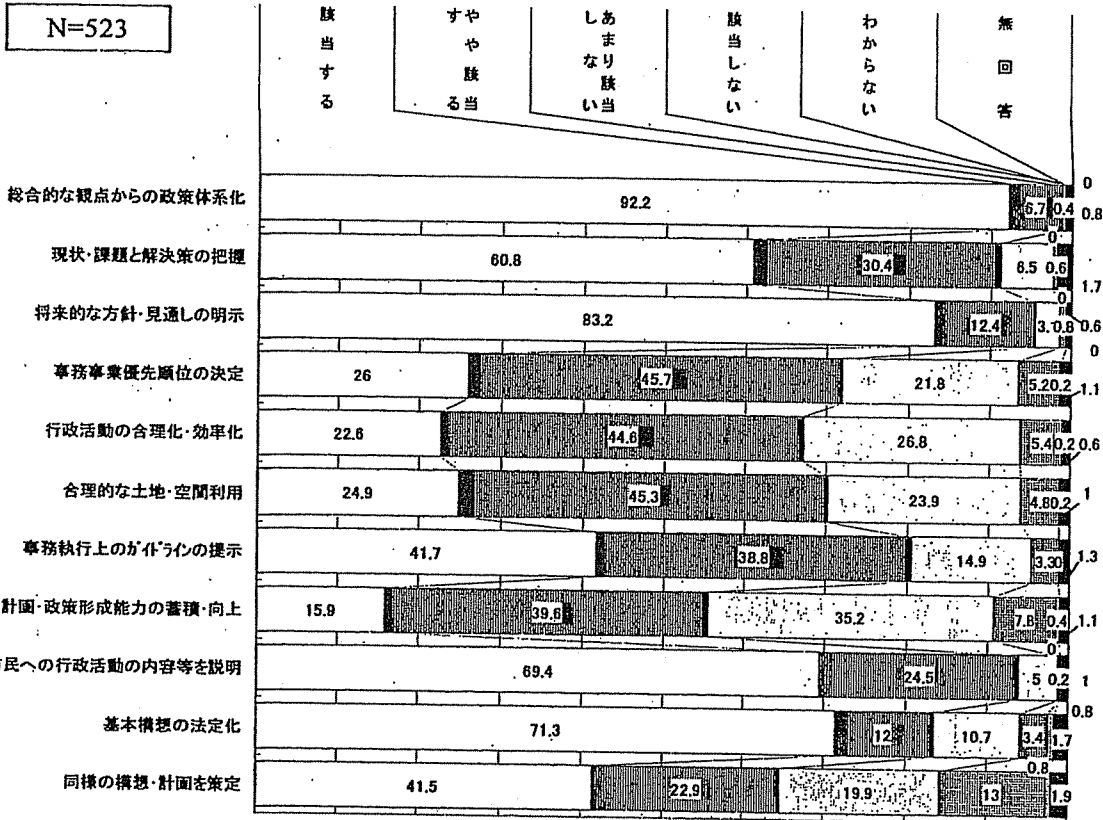
町民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たしながら協働することにより、清潔で美しい環境のまちづくりをめざし、また、町民が快適に暮らせるように、不快環境の除去、公衆衛生の確保、愛がん動物の適正管理などを図ります。

施策 1-1-3 総合的な環境行政の推進								
施策目的	良好で快適な生活環境の保全と維持、創造により、町民の健康で文化的な生活を確保するため、総合的に環境行政をすすめます。							
施策目標	・環境基本条例と環境基本計画を策定、推進します。							
実 施 概 要								
取 組	実施主体	H16	H17	H18	H19	優先度	展 望	
1 環境基本条例の制定及び推進 ・環境基本条例の制定 ・条例に基づく施策の推進	環境保全係、町民	→ 制定	-----	-----	-----	A	A	
2 環境基本計画の改定 ・既存計画の見直し、検証と改定計画の策定及び推進	環境保全係、町民	→ 改定	-----	-----	-----	A	A	
3 環境審議会の運営 ・各種環境に関する審議会の運営	環境保全係、町民	-----	-----	-----	-----	A	A	
4 環境教育・学習の充実 ・環境教育・学習の機会の拡充 ・ホームページによる情報の発信 ・シンポジウムの開催	環境保全係、学校教育係、社会教育係、団体	-----	-----	-----	-----	A	A	

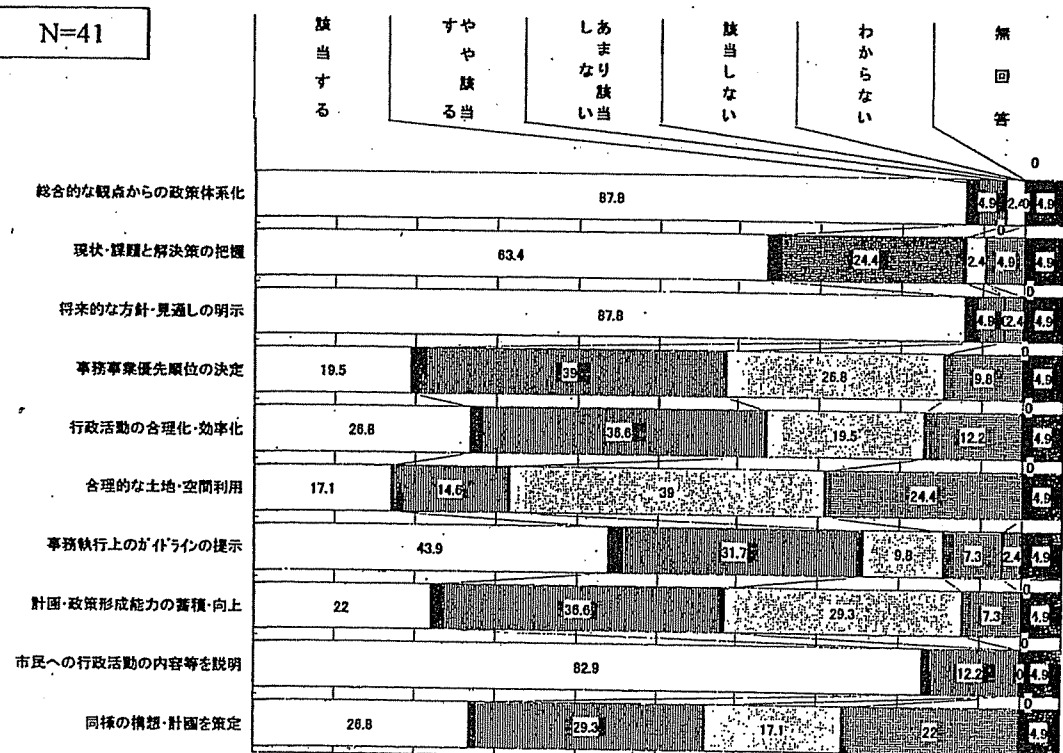
施策 1-1-2 景観の保全と創出								
施策目的	美しく地域色豊かな生活環境の創造のため、景観の保全と創出を図ります。							
施策目標	・景観ガイドプランの作成、条例の検討をすすめます。 ・景観に対する関心・意識の向上を図ります（町民意識調査 関心度30%以上、満足度50%以上）。							
実 施 概 要								
取 組	実施主体	H16	H17	H18	H19	優先度	展 望	
1 都市景観ガイドプランの策定 ・景観法に基づく基本計画の策定 ・景観条例の検討	都市計画係、町民	圏域協議会での講演会開催	現況調査	策定	パンフレットの作成	A	A	
2 都市景観行政に関する総合調整 ・景観緑三法（景観に関する基本法、緑に関する法、屋外広告物に関する法）に基づく施策の検討、規制、調査、制度の構築	都市計画係	-----	-----	-----	-----	A	A	

施策 1-1-1 不快環境の除去								
施策目的	町民の快適な生活環境を守るため、周辺不快環境の除去を行います。							
施策目標	・不法投棄量を減少します（50t以下）。 ・雑草等除去指導による除去率の向上を図ります（75%以上）。							
実 施 概 要								
取 組	実施主体	H16	H17	H18	H19	優先度	展 望	
1 有害鳥獣の駆除 ・有害鳥獣の駆除、駆除許可 ・有料化の検討	環境保全係	----- 有料化の検討	-----	-----	-----	A	A	
2 有害昆虫の駆除 ・有害昆虫（スズメバチ等）の駆除 ・有料化の検討	生活環境係	----- 有料化の検討	-----	-----	-----	A	A	

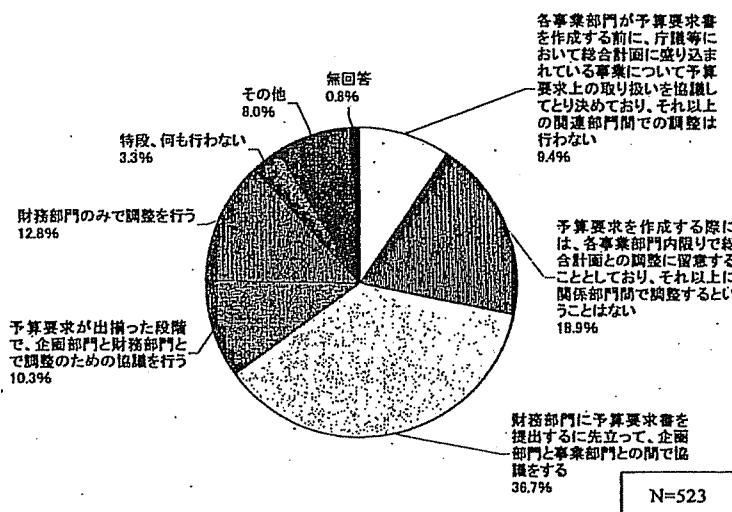
【都市自治体の総合計画策定の目的・意義】



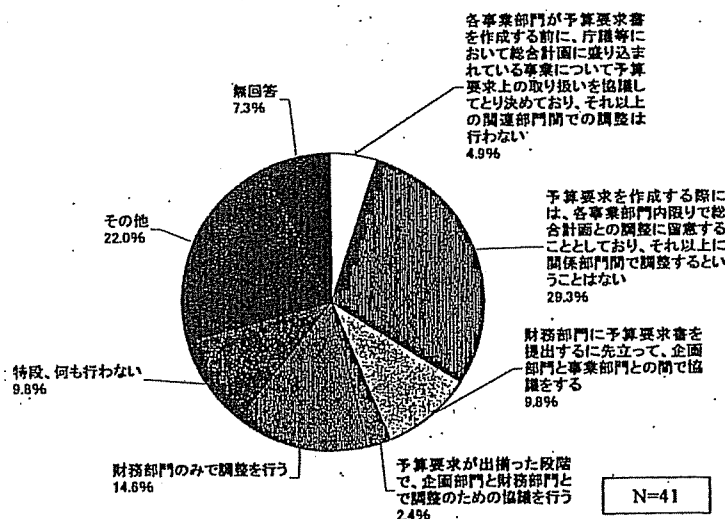
【都道府県の総合計画策定の目的・意義】



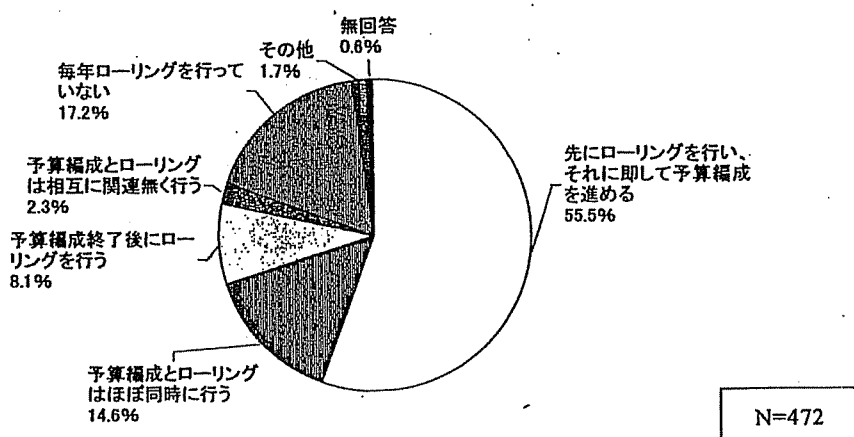
【都市自治体における計画と予算の連携】



【都道府県における計画と予算の連携】



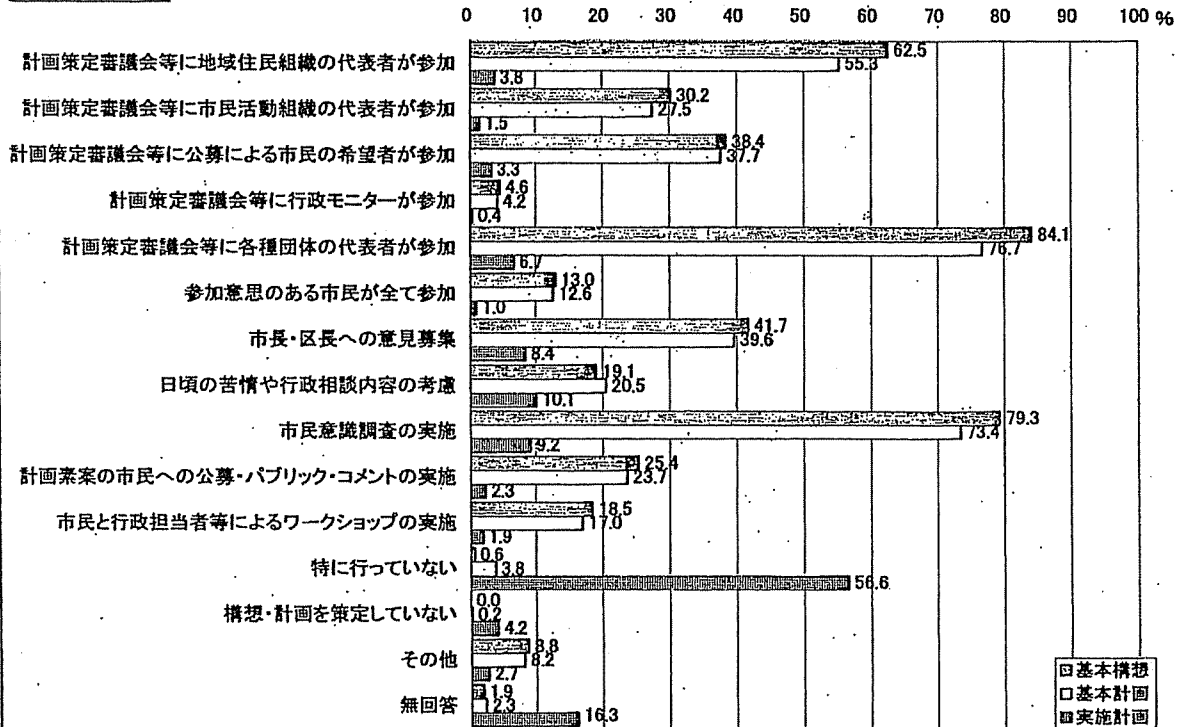
【都市自治体における毎年ローリングの実施状況】



第2部 自治体計画行政の姿

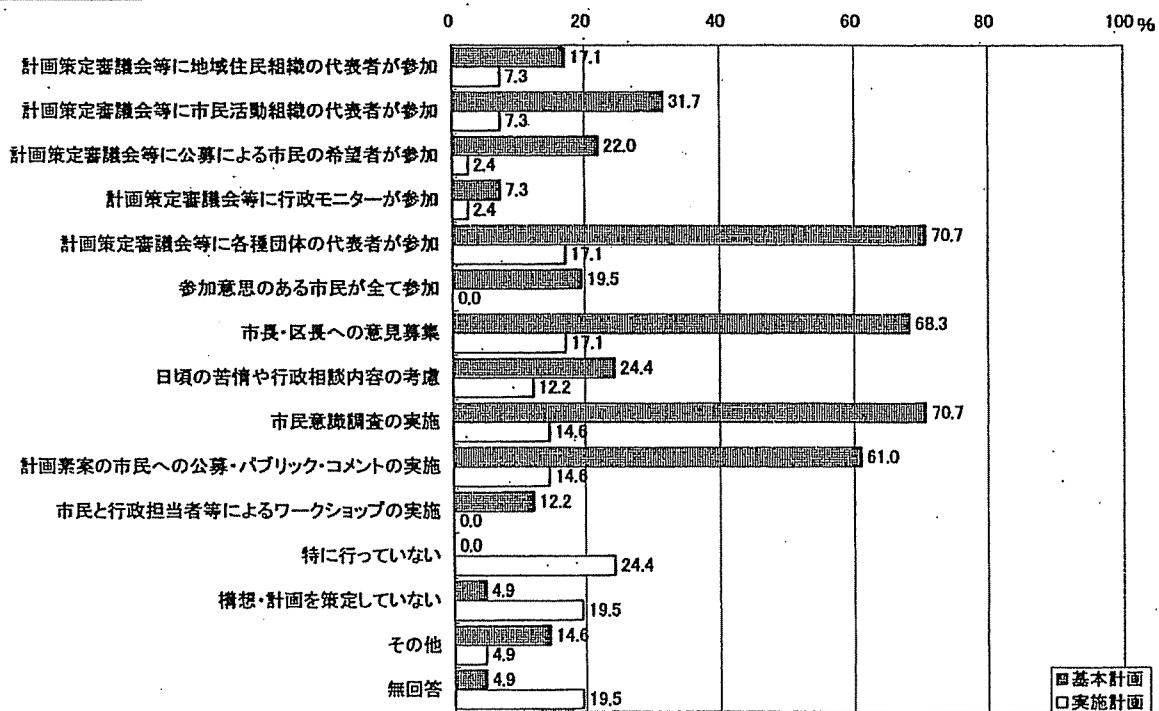
【都市自治体における総合計画策定体制(市民参画)】

N=523



【都道府県における総合計画策定体制(市民参画)】

N=41



第2部 自治体計画行政の姿

マネジメントの視点に欠けていること(57.2%)等があげられている。

一方、都道府県では、内容が総花的なものとなっているという問題・課題が約6割の自治体からあげられており最も多い(58.6%)。その他では、事務事業削減のための方針として機能していないこと(53.7%)、事務事業の優先順位が明確ではないこと(51.3%)の順となっている。

